

第17期第1回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号利用法部会）会議録

1 開催日時

令和6年12月19日（木） 午後2時00分から

2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

3 出席者（五十音順）

井上真由美委員

村上英明部会長

山元規靖委員

4 審査事項

- (1) 県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

5 会議の内容

【村上部会長】

それでは、ただいまから、個人情報保護審議会第二部会を開催いたします。

本日の会議は公開となっております。

私は、部会長の村上と申します。この審議会は、5期目の9年目になりますが、当初から第一部会の方に所属しておりまして、全体会ではお目にかかったことはあると思うのですが、第二部会は初めてですので、どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に、事務局から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

まず、本日は事務局として情報政策課が加わっていますので、紹介させていただきます。

【事務局】

情報政策課デジタル戦略推進室の佐伯と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、本日の議題についてです。

本日は、県税の賦課徴収関係事務について、特定個人情報保護評価の第三者点検を行うこととしています。

始めに、特定個人情報保護評価の概要について、事務局から御説明した後、評価書案の内容等について、諮問実施機関から御説明させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【村上部会長】

ありがとうございます。

それでは、本日の議題の審議に先立ちまして、特定個人情報保護評価の概要について、

事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

特定個人情報保護評価の概要について御説明をさせていただきます。

説明資料については、お手元のタブレットの画面左側に表示されているかと思っておりますので、そちらをベースに御説明させていただければと思います。

早速、特定個人情報保護評価とは何かというところですが、こちら特定個人情報保護評価は、国や地方公共団体等が、特定個人情報保護ファイルを保有する際に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測し、また、漏えい等のリスクを分析して、そのリスクを軽減するための措置を宣言するものとなっております。

具体的に申し上げますと、各団体におけるマイナンバーを利用する事務ごとに、漏えいのリスクを分析して、そのリスクを軽減するための措置等を記述した評価書を作成しまして、それを公表するというものとなっております。

こちらの評価制度の目的は、資料記載のとおり、大きく二つございまして、一つ目は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の防止ということになっております。事前にリスクを分析して軽減することで、個人情報の漏えい等の事故を防ぐことができるというものとなっております。

そして、二つ目ですが、こちらは、国民・住民の信頼の確保というものになっております。入手する特定個人情報の種類や使用目的、方法、安全管理措置について、国民・住民に分かりやすく説明をするものとなっております。

また、特定個人情報保護ファイルを所有している行政庁自らが宣言し、具体的にどのような措置を講じているかを説明することで、住民は特定個人情報ファイルの取扱いについて、安心感を持つことができるような仕組みとなっております。

評価が義務づけられる対象は、行政機関の長でありますとか、地方公共団体の長その他機関や特別行政法人等が対象となっているところでございます。

次のページに移ります。

特定個人情報保護評価の対象について、もう少し具体的に御説明をさせていただきますと、先ほどのページの内容と重複するのですが、この評価は、特定個人情報保護ファイル、これは文書とか、電子データ等の中に、マイナンバーを含む個人情報ファイルを指すものですが、こういったファイルを取り扱う事務について、評価制度を実施、作成することとされているものとなっております。

現在福岡県の保護評価の対象事務は、本日議題に上がっております税務に係るもののほか、児童扶養手当に係るものですか、あとは障害者手帳の交付に関する事務等も対象になっておりまして、今のところ全部合わせて28個の事務が存在してところでございます。

こちらの各事務の評価書については、県のホームページ等でも公表しているところでございます。

補足になりますが、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられない場合というのが存在しておりまして、これが、資料一番下にも書いてあるものになるのですが、三つございます。

一つ目が、職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録し

た特定個人情報保護ファイルのみを取り扱う事務について。二つ目が、手作業処理用ファイルです。いわゆる紙文書のみを取り扱う事務について。三つ目が、取り扱う個人情報の対象が1,000人未満の事務について。これらの三つの事務については、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられない事務となっているところでございます。

次のページ、しきい値判断というところで、特定個人情報保護評価のしきい値の考え方について御説明をさせていただきます。

この特定個人情報保護評価制度は、評価に必要なになってくる作業量とかを考慮した場合に、特定個人情報保護ファイルを取り扱う全ての事務について、この評価を実施しようとする、かえって評価制度の意義、目的が形骸化してしまうおそれがあると考えられております。

そこで、この評価制度の目標を達成し、実効性のある仕組みとするために、めりはりを付けて、評価制度を実行しようということで、このしきい値判断という考え方が設けられております。

具体的には、資料の一番下の方に記載してあります三つの区分に応じて、評価実施されるということになります。

どの部分に該当するかという判断については、個人のプライバシーの権利利益に対して影響を与える可能性の観点から三つありまして、それぞれ対象人数はどれぐらいなのかということや実際特定個人情報ファイルの取扱い者数は何人以上なのか、あとは、過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故を発生させたかというところで、それぞれ分岐をさせて、どのレベルでこの評価を実施するのかというのを決めていくこととなります。

ちなみに、今回の諮問事項であります税務システムについては、対象人数が30万人以上の案件に該当しますので、資料の一番上の分岐のところ、左側に分かれまして、基礎項目評価と全項目評価、こちらを実施することとなっております。

この全項目評価については、単純に評価書を作成して、外部に公表するだけではなく、評価書の内容について、住民の意見聴取を実施することですとか、今回のように、外部の有識者の方を交えて第三者点検を実施することが求められているものとなっております。

次に、この全項目評価の流れと第三者点検について御説明をさせていただきます。

全項目評価は、大きく、資料左に記載しておりますステップを踏んで実施することになっております。

本日の議題であります県税の事務については、住民等への意見聴取と評価書への反映の段階までは終了しております、本日の審議会は、下から2番目の第三者点検の実施という立ち位置で実施するものでございます。

この第三者点検については、知事や教育委員会等の評価実施機関が、評価書の内容を決定する際に、評価書の適合性、妥当性を客観的に判断するために、外部の有識者の御意見を伺うことを目的に、個人情報保護委員会が定める規則を基に実施されるものでございます。

次に、第三者点検における評価の観点ということで御説明をさせていただきます。

資料に記載のとおり、大きく二つ、評価書の適合性と評価書の妥当性という、観点か

ら審査を行うことが求められております。

一つ目の評価書の妥当性についてですけれども、こちらは、委員会指針で定める実施手続に適合しているかという観点で確認されるものでありまして、具体的には、先ほど御説明いたしました、しきい値の判断に誤りはないか、もしくは適切な方法で、広く国民の意見を十分考慮した上で、必要な見直しを行っているかということですか、あとは、事務の実態に基づいて、特定個人情報保護評価書様式で定められている全ての項目について検討し、記載しているかといった観点からの審査が求められているものになっております。形式的な面で問題がないかということの確認を行っております。

次に、右側の評価書の妥当性というところですが、事務の内容及び特定個人情報の取扱いプロセスの概要について具体的に記載しているかといった点や、あとは、特定個人情報を取り扱うプロセスにおいて、漏えい等を発生させるリスクを事務の実態に基づき特定しているか、もしくはリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載が具体的か等といった内容的な観点から、実行を求められているものになります。

これらを踏まえまして、審議会の答申となるものでございます。

最後に、補足になりますが、評価の再実施について御説明をさせていただきます。

特定個人情報保護評価書については、一度作成した後、それ以降ずっと更新しないというものではなくて、例えば評価書を作成した後、事務フローの見直し等が生じることがありまして、このようなことが決定した場合には、評価書についても見直しを行うことが必要となります。

具体的にはいくつか見直しを行う要件が定められておりまして、例えば規則に定められている重要な変更が行われた場合ですとか、しきい値判断の結果が変わる場合等が該当するのですが、今回の県税の賦課徴収関係事務については、既に前回の評価から5年を経過したということで、評価の再実施を行うというものになっております。

以上が、特定個人情報保護評価の制度の概要に関する説明でございます。ありがとうございました。

**【村上部会長】**

ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました特定個人情報保護評価の概要につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

**【山元委員】**

しきい値の値ですけれども、これは経験則ですか、それとも、何か根拠があるデータでしょうか。

**【事務局】**

個人情報保護委員会で規定しているものになりまして、そこでどういう議論が行われたかについては、把握できておりません。

**【山元委員】**

これで、ある程度仕事の量の調整ができると考えてよろしいでしょうか。

**【事務局】**

御認識のとおりです。

**【山元委員】**

分かりました。

**【村上部会長】**

よろしいでしょうか。

**【全委員】**

なし。

**【村上部会長】**

それでは、概要の説明は、以上ということにさせていただきます。

それでは、審議に移りたいと思います。

本日の審査案件は、福岡県県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検についてということでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

12月2日付で、福岡県知事から当審議会に諮問がありましたので、その内容について、担当の税務課から説明いたします。

**【実施機関】**

税務課の副課長の原口でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

特定個人情報保護評価の評価項目、県税の賦課徴収関係事務について、全項目評価書を提出しておりますが、評価書の説明の前に、県税について簡単に説明をさせていただきます。

令和6年度の本県の一般会計当初予算において、歳入総額は約2兆1,300億円となっておりますが、このうち県税は約7,400億円で、歳入総額の約35%を占めております。

主な税目についてです。税は大きく分けて、使い道が限定されていない普通税と、使い道が限定されている目的税があります。

普通税には、自動車税、事業税、個人県民税等があります。目的税には、産業廃棄物を焼却施設や最終処分場に搬入したときに掛かる産業廃棄物税、県内の宿泊施設に宿泊したときに掛かる宿泊税等があります。

これらの税に係る業務は、税務課と12の県税事務所において、職員約650名が担当しております。

お諮りしております評価書は、この県税の賦課徴収関係事務を対象としております。この事務で使用するのが税務システムとなっております。

それでは、評価書の具体的な内容について、電算係長から御説明をいたします。

**【実施機関】**

税務課電算係長の用松と申します。どうぞよろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。

本日の評価書についてですが、全項目評価書は、全部で62ページございまして、かなり大部ですので、今日の御説明は、その概要版の方を作っております。今、画面で表示しているのが概要版ですので、こちらの方で御説明をさせていただきたいと思ひます。

税務システムでは、平成28年1月から個人番号を保有しております。特定個人情報保護評価書は、平成26年度及び令和元年度に、この審議会において点検をしていただいたところです。

今回の評価書は、全ての内容を見直した上で、結果として、前回までに答申いただいた評価書の内容を踏襲しております。

概要版の方を基にお話ししますが、概要版の各箇所、右側の方にページ数を記載しておりまして、それが評価書本体の方の該当のページということになります。

例えば、概要版左上の「I 基本情報」、その次の行、「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の右側に、「P3」とありますけれども、該当の評価書の3ページを御覧いただきますと、同様に、「I 基本情報」、「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」とあるのがお分かりになると思います。あわせて御覧いただきたいと思ます。

それでは、改めまして、概要版の左上、「I 基本情報」を御覧ください。

「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」についてです。

「①事務の名称」は、「県税の賦課徴収関係事務」です。

「②事務の内容」でございますが、下の「●システムの構成及び賦課徴収事務の流れ」の二つ図のうちの右側、「●賦課徴収事務の流れ」の方を御覧ください。

この図の中の左上が「納税義務者」、そして右下が「税務課 県税事務所」となっております。

左上が県民、右下が県ということになります。

まず、「A 納税義務の確定」、これが賦課業務といわれるものです。

自動車税のように、「①納税通知書の送付等」により行うものと、事業税のように、「②申告書の提出等」により行うものがございます。

右下の「税務課 県税事務所」の中にある「税務システム」で、住所等の納税義務者情報の管理、提出された申告書に基づく課税情報の登録等を行っております。

次に、真ん中辺りになりますが、「C 督促・滞納処分等」とあります。それが徴収事務といわれるものです。

税務システムでは、滞納者の一覧や未納額、時効等の管理をしております。この情報を基に催告や差押え等の滞納処分を行います。

図の右側の「F 通知・閲覧・記録等」とあります。国や他の都道府県、市町村との情報の受渡しを行います。

例えば県の個人事業税は、地方税法の定めにより、国の税務署に確定申告された情報に基づいて課税することとなっております。

図の上、「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」に戻ります。

「③対象人数」ですが、税務システムに登録されている納税義務者数は約404万人となっております。

続きまして、「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」について御説明いたします。

枠で囲んだ「《システム1》税務システム」が、事務の部分で御説明したとおりのシステムでございます。

その次の「《システム2》団体内統合宛名システム」、「《システム3》中間サーバー」についてです。これらに関連する情報提供ネットワークシステムからの情報取得についてお話しします。

下の図の「●情報提供ネットワークシステムにおける情報連携」、左側の方を御覧ください。

情報提供ネットワークを、図の中の一つ下に記載しています。これが、他の地方公共団体等と情報の受渡しに用いるものです。

全国の地方公共団体から、番号利用法に基づく情報照会を受けたり、その照会先の団体から情報を入手したり、照会元の団体に回答したりするシステムです。

情報提供ネットワークに接続されている団体内統合宛名システムと中間サーバーは、県のシステムに登録している情報と情報提供ネットワークシステムで取得した情報をひもづけする役割を果たしております。

県税の賦課徴収事務において、情報提供ネットワークを利用して取得できる情報は、番号利用法により過誤納金の還付に関する事務、及び県税の減免に関する事務と定められています。

このうち県税の減免に関する事務については、現時点では利用はしていませんが、既に法整備がなされており、将来的に利用する見込みがあることから、評価書にはあらかじめ記載をしているところです。

図の中の一つ上、県税の賦課徴収事務で使用する税務システムを記載していますが、現在、税務システムは、直接的には団体内統合システムとはつながってはおりません。このため、情報提供ネットワークから情報を得るためには、まず、安全措置がなされた県の共有フォルダにデータを保管し、そこから税務システムに情報を取り込むという手続を取っております。

図の上の方にお戻りください。

そのほかのシステムについてお話しいたします。

「《システム4》住民基本台帳ネットワークシステム」ですが、納税義務者の宛名情報を取得する場合に使用します。

「《システム5》地方税ポータルシステム（eL TAX）」は、国や他の地方公共団体と税に関する情報の受渡しを行ったり、納税義務者から県税の電子申告を受け付けたりする場合に使用します。

「《システム6》ふくおか電子申請システム」、こちらも納税義務者からの電子申請届出を受け付ける場合に使用します。基本的には地方税ポータルシステムの方で受け付けることが多いのですが、こちらで対応していないものについて、ふくおか電子申請システムで対応している届出等があります。

2ページを御覧ください。

「3 特定個人情報ファイル名」、「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」、「5 個人番号の利用」は、前回と同様の内容となっております。

「6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」は、先ほど御説明したとおりでございます。

「II 特定個人情報ファイルの概要」について御説明いたします。

ここからは個人番号を含む特定個人情報の説明となりますが、前回の諮問と同様ですから、重要なことについて御説明をいたします。

「2 基本情報」についてです。税務システムには、先ほど申しあげましたように、404万件ほどの納税義務者情報が登録されております。個人番号に加えて、4情報と言われる、氏名、性別、生年月日、住所のほか、生活保護受給状況等、5,000を超える項目を取り扱っております。

なお、項目数の中には、法人を対象とした項目等も含まれております。そのうち個人番号が登録されているのは約6割に当たる237万件となっております。

残りの4割に個人番号が登録されていない理由ですが、地方税法上、申告によらず、賦課徴収を行う自動車税等の税目があります。その税についてのみ登録されている方については、個人番号の登録がなく、その差が4割というところに出ております。

税務システムにおける個人番号の保有は、個人番号の利用が開始された平成28年1月からとなっております。

「3 特定個人情報の入手・使用」についてです。賦課徴収事務のために入手する主な方法としましては、「①入手元」から「③入手の時期・頻度」のところに記載しておりますが、定期的に入手するものとして、国の税務署が持つ確定申告情報をeL TAX経由で入手するもの、随時入手するものとして、申告書等を受け付ける際に、当該書類で入手するものがございます。5年前と同様、番号利用法で認められている情報に限って、地方税法に定められた様式を使用し入手することとしています。

「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてです。納税義務者が400万件を超える中、税務システムを利用して、適正かつ効率的な課税に努めています。税務システムを運用するためには、専門的な知識を持つ技術者による管理が必要です。また、納税義務者から紙で提出される書類は、その膨大な量を、定められた期間までにシステムに入力する必要があります。こうした業務の委託についても、5年前と同様に行っております。

「《委託1》税務システムの運用管理業務委託」は、税務システムの日々の維持管理を常駐する技術者が行うものです。

「《委託2》自動車税等の申告書に係る情報処理業務委託」は、自動車税等の申告と、国の運輸支局に登録されている内容の突合や申請書のデータ化を行う業務です。

3ページの方に移ります。

「《委託3》滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託」は、滞納整理の進捗管理を行うため、税務システムからデータを抽出し、資料を作成するものです。これも常駐するSEが行っております。

「《委託4》県税収納管理業務等のデータ入力委託」は、金融機関等で支払いをした納付書から納付情報を税務システムに入力するものです。いずれも再委託は行っておりません。

「5 指定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）」についてです。

県税の賦課徴収を行う中で、課税に関する根拠資料等を関係機関に報告するため、番号利用法で認められる範囲内で情報の提供を行っております。

「6 特定個人情報の保管・消去」についてです。

「①保管場所」についてです。税務システムのデータは、災害等で毀損しないようデータセンターに保管しております。このデータセンターの建物は、災害対策がなされた上で、監視カメラや生体認証等複数のセキュリティ設備を備えております。

「②保管期間」についてです。選択肢としては、6年以上10年未満という選択肢になっております。地方税法は遡って課税できる年限が7年間となっておりますので、この期間を設定して行っております。

「③消去方法」についてです。税務システムに登録されている場合は、不要となった都度、税務システムから消去し、申告書等の紙媒体は、専門の業者に依頼して、溶解処分を行っております。

また、福岡県情報セキュリティ対策基準により、特定個人情報を取り扱う機器を処分するときは、物理的に破壊して、記憶装置を復元不可能な状態にします。

続きまして、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」についてです。

個人番号の入手や提供は、番号利用法令や地方税法令に定められた範囲でのみを行うことができます。

実際の事務におけるリスク対策について御説明します。

なお、評価書の方は34ページ以降になります。

「2 特定個人情報入手」の欄の「《リスク1》目的外の入手が行われるリスク」、「《リスク2》不適切な方法で入手が行われるリスク」については、県税の賦課徴収事務で、個人番号を取得する方法は、事業税のように、国や他の都道府県からの情報提供によるもののほか、自動車税の減免申請のように、本人確認の上、所定の申請書を本人から受け付けることによります。したがって、あらかじめ定められた方法で取得することになるので、目的外の入手や不適切な方法による入手は起こらないものと考えております。

「《リスク3》入手した特定個人情報が不正確であるリスク」については、窓口で個人番号を取得する場合は、番号利用法令の定めるところにより、本人確認を行うことにより、記載内容をその場で確認することとしております。法令に沿った運用により、正確な特定個人情報を取得しております。

「《リスク4》入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」ですが、原則本人又は代理人から直接入手することとしており、申請書等の紙媒体は、鍵つきの書棚に厳重に保管しております。

概要版の4ページに移ります。

「3 特定個人情報の使用」についてです。

《リスク1》については、税務システムでは、賦課徴収に関係のない情報を保有していませんので、該当なしとしております。

「《リスク2》権限のない者によって不正に利用されるリスク」、「《リスク4》特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」についてです。税務システムでは、権限のある者のみが利用するよう、2段階の認証を行っております。ICカードによりユーザーを認証し、さらにIDとパスワードを入力することとしております。

また、各利用者が税務システムで取り扱える業務を、その者が担当する業務に限定し

ています。

また、不正を防ぐため、アクセス制御により権限のない者がデータを複製できないように設定しています。

「《リスク3》従業者が事務外で使用するリスク」についてです。

地方公務員法の定める守秘義務に加えて、地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者に適用される秘密漏えいの罪が地方税法に定められています。この規定を含め、個人情報の取扱いに係る研修を全ての税務職員が、少なくとも年に1回受けることにしております。

「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてです。

ここからは、委託業者の特定個人情報の管理体制についての御説明になります。

情報保護管理体制の確認については、委託業者に対し、秘密保持や不正な持出しの禁止等に係る保有個人情報取扱特記事項というものを契約書に設け、情報の適正な保護・管理を義務づけております。

特定個人情報ファイルの閲覧・更新の制限については、委託業者に個人ごとのユーザーIDとパスワードを設定して、委託内容に沿ったアクセス権限を付与し、不要な画面は閲覧できないよう制御しております。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録については、特定個人情報を操作した日時、内容、利用者等を記録したアクセスログを保存しております。

特定個人情報の提供ルールについては、委託業者から外部に情報を提供することはございません。

県から委託業者に特定個人情報を提供する場合は、税務システムは、委託業者が取り扱う場合も、職員と同様に税務課の中で取り扱っておりまして、仮に情報を何か持ち出すということになりますと、職員と同じように、係長以上の上長のパソコンにのみインストールされているデータ書き出し用のソフトにおいて、上長の承認を受け、ファイルを暗号化した上で取り出すという手続になっております。したがって、実際にこの時点で許可を出しませんので、持ち出しはできないということになります。

特定個人情報の消去のルールについては、契約により委託業者が、委託事務のために取得した特定個人情報は、当該事務の終了後速やかに引き渡すこととしております。

「5 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く）」についてです。

県が行う特定個人情報の提供・移転に関するものです。特定個人情報の提供を受ける者の名前、提供の日時、提供する項目を、持ち出し管理簿に記載した上で、7年間保存することとしております。

また、先ほど申し上げたとおり、データ貸出し用ソフトで上長の承認を受けなければ、データの書き出しはできないように設定されています。

「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」です。

情報提供ネットワークシステムは、国が設置・運営を行っており、先ほど申し上げましたように、税務システムは、団体内統合宛名システムや中間サーバーを経て、このシステムに接続しています。

情報提供システムを設置・運営する国において、各種セキュリティ対策が施されてい

ます。

接続と申し上げましたが、直接的には接続してはおりませんで、情報を受け渡す際には、ファイル共有システムを使って、情報を提供することになっております。

「7 特定個人情報の保管・消去のリスク」「《リスク1》特定個人情報の漏えい・滅失・棄損のリスク」は、さきに御説明したとおり、データセンター内に保管しており、厳重に管理されています。

また、税務システムにおいて、ウイルス対策ソフトによる不正プログラム対策やファイアウォールによる不正アクセス対策を実施しております。

過去3年以内の重大事故としましては、個人番号は含まれていませんが、私どもが委託した自動車税のコールセンター業務において、委託業者のシステム保守業者の派遣社員が個人情報を不正に持ち出すという事案がございました。これを受け、個人情報を取り扱う委託業者に対して、データ持ち出し制限やシステム監視等の対策を行っているか、緊急の点検を行ったところでは、

あわせて、こうした点検項目を恒常的に実施するよう規程を改めたところでは、

なお、この自動車税のコールセンター業務は、現在、委託を行っておりません。

「《リスク2》特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」については、住所変更が判明する都度、県税事務所において調査を行った上で、情報を更新しております。

「《リスク3》特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク」としては、保存期間が経過する情報については、確認の上、削除を行うこととしております。

「IV その他のリスク対策」については、

「1 監査」については、「①自己点検」及び「②監査」、すなわち他部署の点検ということで、年に2回行っております。

「2 従業員に対する教育・啓発」は、少なくとも年に1回以上は研修を実施しております。

最後に、「●参考」欄については、

今回お諮りしている評価書の案に係るパブリック・コメントを、10月15日から1月18日までの35日間実施したところでは、

期間中1件のコメントを頂戴しましたが、コメントの趣旨は、県税の賦課徴収において個人番号の有効活用を求めるものでした。

引き続き、番号利用法令の範囲内で特定個人情報の保護に留意しつつ、個人番号を活用することとしますので、評価書への反映というものは、今回はございません。

全項目評価の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### 【村上部会長】

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### 【山元委員】

4ページのところの、特定個人情報の利用に関して、オペレーターの人にIDとパスワードを発行と書いてあるのですが、このIDとパスワードというのは固定ですか。

例えば、個人の固定のものですか。

**【実施機関】**

そうです。

**【山元委員】**

そうすると、表記がちょっと古いというか、もうIDとパスワードというのはほとんど意味がない。要するにそのユーザーが、例えば、IDとパスワードを書き留めたりしてしまったら、その時点でアウトですし、今はIDとパスワードは頻繁に使われるので、割と忘れないように、どこかに記録したりとか、いろんなことがされてしまうものでもあるので、この表記は、今後検討した方が良いのではないのでしょうか。

**【実施機関】**

職員の方は、ICカード二要素認証というのを申し上げましたけれども、委託業者の方にも、二要素認証の方は導入しております、USBキーを持たせておりますので、そのIDパスワードが分かったからといって、ほかの人がログインできるわけではございません。

**【山元委員】**

そうであれば、「多要素認証にしています」というような表記に変えた方が良いのではないのでしょうか。今回はこれで良いと思うのですが、今後は、これは古い表記になると思いますので。

**【村上部会長】**

ああ、そうなのですね。

よろしいでしょうか。

**【全委員】**

なし。

**【村上部会長】**

説明は以上ということよろしいですか。

**【事務局】**

はい、以上です。

**【村上部会長】**

本日何か御質問等ございましたら、それに対して実施機関の方で回答していただく。

そして、次回は、答申案の検討を予定しております。それも含めまして、全体にわたりまして、何か御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

なし。

**【村上部会長】**

今日欠席された委員の先生方には、何らかの説明をされますか。

**【事務局】**

資料を送らせていただこうかと思っております。

**【村上部会長】**

そうですか。では、お願いします。

**【井上委員】**

資料を送っていただけるのであれば、今日読み上げていただいたものを、事前にデータ等で送っていただくと、分かりやすかったかなと思います。

**【村上部会長】**

データが良いですね。いかがでしょうか。

**【井上委員】**

もし、可能であれば。

**【事務局】**

事務局経由で、皆さんに送らせていただきます。

**【村上部会長】**

そうですか。それでは事務局の方で手配をお願いします。

ほかに何かございませんでしょうか。

**【全委員】**

なし。

**【村上部会長】**

それでは、本日のこの評価についての説明、以上で終わりということによろしいですか。

**【事務局】**

委員の方々からの質問等がなく、概ねこれで良いということであれば、次回回答申案で御審議いただくこととなります。

**【村上部会長】**

ということですね。はい、分かりました。

それでは、以上で本日の案件の審議を終わりたいと思います。

最後に、その他について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

「福岡県情報公開・個人情報保護令和5年度運用状況報告書」をお手元にお配りしておりますので、御査収くださいますようお願いいたします。

次回の日程について御連絡いたします。

今回は、令和7年1月23日木曜日午前10時から、ここ特9会議室にて、第二部会を開催する予定ですので、御出席のほどよろしくようお願いいたします。

今回は午後でしたが、今回は午前10時から開催いたします。場所は、同じ特9会議室です。

御都合が悪く、御欠席される場合は、事前に事務局まで御連絡ください。

事務局からは以上です。

**【村上部会長】**

ありがとうございました。

それでは、本年はこれで最後ということになります。来年度もどうかよろしく願いいたします。

それでは、本日の議題については全て終了いたしましたので、以上で第二部会を終了いたします。皆様方どうもありがとうございました。お疲れさまでした。